

129	(槽)	作業者が、冷却水槽の水位を確認するとき、はしごの上から片手を離れた無理な体勢を取ったため、転落し打撲する。
130	(槽)	作業者2人で床の鉄板蓋を持ち上げて移動するとき、呼吸が合わなくて手が滑ったので、鉄板蓋が足に落下し、足を骨折する。
131	(槽)	作業者2人で床の鉄板蓋を持ち上げて移動するとき、開口部に足を入れて転倒し、足を骨折する。
132	(槽)	作業者2人で床の鉄板蓋を持ち上げて移動するとき、鉄板蓋が重かったので、無理な動作で腰を痛める。
133	(槽)	貯水槽の洗浄をするため、槽上部の作業床上で高圧洗浄器のバルブを開いたときに、ホース内を流れる高圧水の反動で槽下に転落し、頭部を強打する。
134	(槽)	貯水槽の消毒のために次亜塩素酸を取り扱った際、マスク・手袋等の保護具を着用しなかったため、目・喉等を痛める。
135	(槽)	防火用水槽の洗浄をするため、槽内に溜まっていた水を排水した後、槽内の換気・酸素濃度測定をせずにマンホール内に入り、酸欠になる。
136	(槽)	作業者が、汚水槽の清掃のため、マンホールから槽内に入ったところ、換気が不十分だったため、汚泥中に含まれていた硫化水素ガスにより中毒になる。
137	(槽)	作業者が汚泥貯槽の槽内清掃中、換気装置の未使用により、酸欠になる。
138	(槽)	作業者が、貯水槽の清掃作業後、道具を作業車に積み込んでいたところ、消毒用蓄圧式噴霧器のノズルの握り手がバケツで押されて、消毒液が噴射し、目を痛める。
139	(槽)	作業者が、冷却塔清掃作業後、冷却水薬注装置を取り外して後片付けをしていたところ、タンク内に残っていた薬品が漏れてズボンに付着し、薬傷する。
140	(槽)	作業者が汚泥貯槽の槽内清掃するとき、酸欠測定のためはしごを下りようとしたところ誤って転落し、保護具が外れて酸欠になる。
141	(槽)	作業者が、マンホール内の作業終了後、鉄蓋を1人で閉めようとしたとき、蓋の位置がずれ、落下しそうになり、手を入れ、指を挟み骨折する。
142	(配管)	作業者がスチーム管を点検するとき、保護帽を着用していなかったため、頭部を配管等に打撲する。
143	(配管)	作業者がスチーム管を点検するとき、手袋を着用していなかったため、スチーム管で火傷する。
144	(配管)	作業者が、脚立に乗ってスチーム管を点検するとき、不自然な姿勢で作業をしたので、バランスを崩して落下し、足を捻挫する。
145	(配管)	作業者が、機械室で熱感知器の加熱検査を行うときに、足場を使用せずにダクトにまたがり作業を行い、降りる際に転落し、骨折する。
146	(配管)	作業者が、地下倉庫の天井裏で空調用ダクト内ブースターコイルの点検をしているとき、化粧ボードに直接乗ったために踏み抜いて転落し、全身を打撲する。
147	(配管)	作業者が、排水管の洗浄消毒に際し、保護マスク・手袋等の防護措置をしなかったため、洗浄消毒剤で中毒になる。